

## 椿久美子先生をおおくりする言葉

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法科大学院 公開日: 2020-07-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三林, 宏 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/20993">http://hdl.handle.net/10291/20993</a>

# 椿久美子先生をおおくりする言葉

三 林 宏

椿久美子教授が、70歳の古稀を迎えられたことについて、心より感謝し、お祝い申し上げますと共に、教授の、今までの多年にわたる法科大学院へのご貢献、とりわけ、民法へのご貢献に対し、教員の1人として、心より感謝しお祝い申し上げます。

椿先生は、椿寿夫先生の令夫人として椿先生をご活躍を影から支えておられると共に、30代前半から法律の勉強をはじめられ、立教大学の法学部・法学研究科をでられた後、1994年に中央学院大学法学部に民法の専任教員として奉職され、専任講師・助教授・教授を経て、2005年からは、明治大学法科大学院の民法ご担当の教授して奉職されました。

椿先生の明治大学法科大学院へのご貢献、とりわけ、民法分野におけるご貢献は、非常に多岐にわたりますが、民法演習……などの通常の科目のほか、特に、理解の不十分な学生を主な対象としてもうけられた科目である「基礎演習（民法）」において、理解の不十分な学生の一人一人について、非常にきめ細かく対応され、その学生が修了するまで丹念にフォローされている点は注目されるべきであり、先生は、この「基礎演習（民法）」については、退職されるまでご担当になっておられました。

椿先生のご研究の範囲は、民法・ペット法の領域における多方面にわたりますが、民法の領域については、詳しくは以下に述べるように、物上保証および保証・法人保証を含む、広義の人的担保の研究を通じての民法学会へのご貢献は特筆すべきであり、その他、複数者代理（復代理、共同代理）、および、2018

年の私法学会における「強行法・任意法」のご研究などのご貢献なども特筆に値します。

民法の領域においては、物上保証については、それまで物上保証人の保護という視点が欠如していたのに対し、その母法である、フランス法・ドイツ法を含む、一連のご研究を通じて、物上保証と保証とは関係がおおいにあり、経営指導念書、損失補償契約・損害担保契約、仲立・仲介・媒介契約などの関する保証・法人保証にかかわるご研究、消費貸借（要物的消費貸借・諾成的消費貸借・消費貸借予約）、複数者代理（復代理と復委任、共同代理など）、強行法・任意法（半強行法概念の生成と展開など）に関するご研究などを中心にご研究されておられます。

また、ペット法の領域では、ドイツのペット法事情、飼い主責任のあり方— 犬の飼養規制〔ドイツ法〕、犬の登録制度〔ドイツ・オーストリアにおける登録制度〕、マンションとペット問題、獣医師によるペット手術などを中心にご研究されておられます。

まず、椿教授は、物上保証については、それまでの民法学会では、保証との対比から、単なる「債務なき責任」の法的性質を通じて、「物上保証人の保護」という観点がほぼ欠落していたのに対し、日本法の母法である、フランス法・ドイツ法の学説動向を分析・検討して、「物上保証人の防禦権」について、フランス法では、保証法理規定を類推適用し、保証人の検索の抗弁権、分別の利益、債務者の抗弁権の援用、保証人の求償権、保証人の代位、代位不成立の場合の免責の各効果が認められており、また、ドイツ法でも、物上保証について、保証人の規定が準用され、物権の存立に関する抗弁、人的債権に対する抗弁権、所有者の保証人類似の地位に基づく抗弁権、防禦者と債務者の債務法的合意に基づく抗弁権が認められています。

物上保証については、その法形式からみると、上記の抵当権の物上保証のほか、「根抵当権の物上保証」、「質権の物上保証」、「譲渡担保の物上保証」など他の法形式の物上保証に加えて、「物上保証人兼連帯保証人」の場合もあり、

また、「物上保証における担保目的物」についても、不動産・動産・債権を含む各種の権利などがあり、その他、「物上保証人と債務者」との関係についても、①会社と、その会社の取締役または系列企業など、「一体的利益関係」、②取引先、同業者など、「有償的・対価関係の関係」、③子と親、夫と妻、など「親族身分関係」、④義理人情から、無償で物上保証するなど、「純粹他益関係」など、各種の多様な法的側面を考慮した上で、「物上保証人の法的責任・保護の程度」を考慮することが重要であって、前記のような物上保証人の多様な抗弁・抗弁権を主張することができるかと主張されています。

また、保証についても、民法典上これを物上保証の場合と対比すると、一方で、保証の場合は、無限責任であるの対して、物上保証の場合は有限責任であり、他方で、保証は債権編で詳細に規定されている（民法 446 条～465 条）のに対し、物上保証は約定担保権の問題として、単に「他人の債務を担保するため抵当権や質権を設定した者」に関する問題として、物権編に関する問題として位置づけられていた（民法 342 条、351 条、369 条、372 条、398 条の 22）のにすぎなかったものが、2004 年（平成 16 年）の改正法に至って、物上保証人という用語が債権編で使われた（民法 501 条 4 号、5 号）という違いがありますが、詳細に分析・検討してみると、保証・物上保証の両者は、「保証」という共通用語が使われている担保形態であって、他人の債務のために自ら経済的不利益を負担する者という側面があります。その結果、物上保証人は、債務者に対する地位が保証人の場合に似ているという側面があります。たとえば、物上保証人による債務の弁済があった場合や、物上保証人が設定した質権・抵当権が実行された結果、その債務が消滅したときは、保証人の場合と同じく、物上保証人は、債務者に対する求償権を取得すると共に、保証債務の求償権規定が物上保証人にも準用され（民法 372 条、351 条、459 条-464 条）、物上保証人は、保証の場合と同様、債務の弁済について正当な利益を有する者として法定代位権者となり（民法 500 条）、また、法定代位権者として、法定代位者相互の関係において同列に取り扱われます（民法 501 条 5 号）。

1970 年代以降に登場した保証類似の担保として、我が国の実務動向やアメ

リカ法・ドイツ法・フランス法など担保動向を参照すると、経営指導念書の利用、保証予約の利用、信用保証協会による保証や住宅ローンによる保証などの機関保証、損害担保支援表明などのほか、銀行や保険会社に限定して、その利用が最高裁判例に認められた保証人の抗弁・抗弁権を排除した請求即時払保証、請求即時払損害担保などの問題も登場し、これらの法的処遇も重要です。その際、保証・保証類似の担保の多様化しているという観点が重要であり、たとえば、継続的保証、機関保証（法人保証）のように、連帯保証を用いて「補充性を欠くが、付従性を有しているもの」、損害担保、請求払無因保証などのように、保証に類似するが、「付従性・補充性を欠いているもの」、保証予約・経営指導念書など、「担保力を弱くするのがその狙いにあるもの」に分けた上で、これを物上保証・保証の両者を意識して、これを分析・検討することが重要でしょう。

椿久美子教授の益々のご健勝・ご活躍と、明治大学法科大学院へのさらなるサポートをお願いして、ここにお祝い申し上げる次第です。